

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成27年度の保険料のお支払いと

保険証（被保険者証）の一斉更新について

7月に保険料額をお知らせします

平成27年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

均等割
【1人当たりの額】
51,472円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
(平成26年中の所得-33万円) ×
10.52%

=

1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 均等割の年額 |
|--|--------|--------------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下) | 9割軽減 | 【年額】 5,147円 |
| 33万円 | 8.5割軽減 | 【年額】 7,720円 |
| 33万円 + (26万 × 世帯の被保険者数) | 5割軽減 | 【年額】 25,736円 |
| 33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数) | 2割軽減 | 【年額】 41,177円 |

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額以下の方 | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 5割軽減 |



③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで市町村の国民健康保険などは含まれません。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、市民生活課国保賦課徴収係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■保険料のお支払方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、市民生活課国保賦課徴収係へお申し出ください。
（お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払する口座の預金通帳とお届け印）

「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

保険者証が新しくなります

現在の保険者証
 (緑色)
 有効期限
 平成27年7月31日
 まで

7月末で有効期限が満了となるため、
 8月以降は使用出来なくなります！

新しい保険者証
 (オレンジ色)
 有効期限
 平成28年7月31日
 まで

市から7月中旬に
 新保険者証を郵送します！

手元に届いたら、お持ちの緑色の
 保険者証を破棄し、**オレンジ色の保険者証をご使用ください。**



▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市民生活課医療保険係窓口までお越しください。

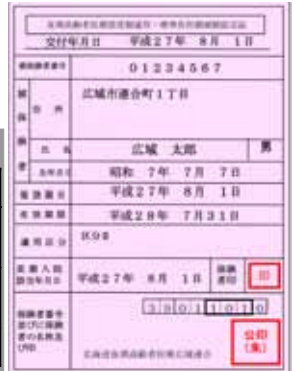
減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在の減額認定証
 (黄色)
 有効期限
 平成27年7月31日
 まで

保険者証と同じく有効期限が満了となるため、
 8月以降は使用出来なくなります！

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、**ピンク色の減額認定証をご使用ください。**

有効期限は保険証と同じく1年間です。



～新たに減額認定証が必要となる方～

右記の交付要件に該当することをご確認の上、市民生活課医療保険係へ申請してください。

▶減額認定証の交付対象…次の区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方

- | | |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
| | ・老齢福祉年金を受給されている方 |

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

今回の発行は9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に行います。

●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または市民生活課医療保険係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎ 011-290-5601

赤平市役所市民生活課

▶保険料について…国保賦課徴収係

▶資格・給付について…医療保険係

☎ 32-2214